

## 鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、都市部等に在住する企業人材を対象とした本県ならではの環境や人材を生かしたワーケーション型企業研修プログラムを造成する民間企業・団体等を支援することで、都市部等からの新たな人の流れを創出し、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大を図ることを目的として交付する。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、「ワーケーション型企業研修プログラム」とは、普段の職場と異なる場所で、特別な体験と学びを提供する研修事業のことをいう。

### (補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表第5欄に定める額を上限とする。
  - 3 本補助金は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に交付するものとする。
    - (1)補助事業完了後、1年以内に本補助金で造成したワーケーション型企業研修プログラムを実施すること。
    - (2)補助事業完了後1年間は、事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書を提出しなければならないこと。
  - 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、原則として事業実施する20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2)規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年

度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

| 1<br>補助事業  | 2<br>事業実施<br>主体                       | 3<br>補助対象経費   | 4<br>補助率 | 5<br>補助上限額 | 6<br>重要な<br>変更                           |
|--|---------------------------------------|---|----------|------------|--|
| 都市部等に在住する企業人材を対象とした本県ならではの環境や人材を生かした3泊4日以上のワーケーション型企業研修プログラムの開発及びPRツール製作 | 民間企業、団体等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあること） | 補助事業の実施に要する経費のうち、本県に訪問するための旅費交通費、県内宿泊費、県内移動費（消費税及び地方消費税は除く） | 1 / 2    | 600千円      | (1) 補助金の増額<br>(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更 |

※次の補助事業及び事業実施主体は対象外

- ・ 宗教的又は政治的意図を有する事業
- ・ 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業
- ・ 国又は県から他の助成金等の交付を受けている事業
- ・ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等
- ・ 実体のない団体等

様式第1号（第5条、第8条関係）

鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金 事業計画（報告）書

1 事業実施主体

|                   |          |       |
|-------------------|----------|-------|
| 事業実施主体名<br>及び代表者名 |          |       |
| 所在地               |          |       |
| 連絡先電話番号           |          |       |
| メールアドレス           |          |       |
| 担当者職・氏名           |          |       |
| 団体の<br>場合のみ<br>記載 | 団体の設立年月日 | 年 月 日 |
|                   | 団体の概況    |       |

2 事業の概要

|                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 事業の名称              |  |
| (2) 事業の目的              |  |
| (3) 事業実施期間             | 年 月 日 ～ 年 月 日<br>*プログラム開発とPRツール製作が完了した日を事業終了日とすること。          |
| (4) 事業実施地区             |  |
| (5) 事業内容               |  |
| (7) 事業実施体制             |  |
| (9) 今後の事業展開            |  |
| (10) 国又は県の他の補助金・交付金の活用 | <input type="checkbox"/> 活用しません<br>※活用される場合、本補助金の交付は受けられません。 |

3 添付書類

- (1) 事業計画申請時
  - ア 団体定款、構成員名簿、年間事業計画、事業年度予算書など
  - イ 補助事業の事業内容に関するもの（計画書など）
- (2) 事業実績報告時
  - ア 領収書等の経費を支出したことが分かる書類の写し
  - イ 補助事業の実施結果に関するもの（報告書や成果物など）

様式第2号（第5条、第8条関係）

鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金 収支予算（決算）書

1 収 入 (単位：円)

| 区 分  | 予算額<br>(又は決算額) | 積 算 | 備 考 |
|------|----------------|-----|-----|
| 本補助金 |                |     |     |
|      |                |     |     |
|      |                |     |     |
| 合 計  |                |     |     |

2 支 出 (単位：円)

| 科目  | 予算額<br>(又は決算額) | 積 算 | 備 考 |
|-----|----------------|-----|-----|
|     |                |     |     |
|     |                |     |     |
|     |                |     |     |
|     |                |     |     |
|     |                |     |     |
| 合 計 |                |     |     |

(注) 金額は、すべて消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

年 月 日

様

鳥取県知事



鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、事業計画書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。